

地籍測量業務委託仕様書

1. 一般事項

本業務は、国土調査法に基づく地籍調査事業について、地上法における数値法地籍測量により別表の成果品を作成する。

2. 業務名

令和7年度 大山町243地区（2期）地籍調査業務委託

3. 業務場所

西伯郡大山町羽田井ほか

4. 履行期間

令和8年1月30日まで

5. 単位区域名

大山町羽田井、高橋及び殿河内の各一部
（工程管理図表に記載の際は大山町を省略可）

6. 事業概要

地区 番号	調査面積 (km ²)	調査前 筆数	視通 条件	縮尺	精度	測量工程	測量方法	傾斜条件
243	2.23	18	山Ⅰ	1/1000	乙 2	FⅡ-2、G、H	航測法	中傾斜

7. 成果品

（1）各工程の成果品については別表による。

（2）成果品綴の背表紙及び電子納品に用いる媒体には、次に掲げる項目を記載し、納品するものとする。

- 1) 業務名称
- 2) 単位区域名
- 3) 作成年月日
- 4) 発注者名
- 5) 受託者名

（3）成果品の納品にあたっては、「地籍調査成果電子納品要領（平成28年4月）」及び地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン（平成28年4月）に基づき電子化するものとし、CD-R又はDVD-Rのいずれかの媒体を使用し、1枚に格納することを標準とする。電子媒体の提出は1部とする。

8. 法令等の適用

「国土調査法」、「国土調査法施行令」、「地籍調査作業規定準則」、「基準点測量作業規定準則」及びこれに伴う関連法令等によるほか、実施機関の指示に従うものとする。

9. その他

- (1) 成果品について、誤りが発見された場合、又は定められた限度以上の誤差が発見された場合は、受託者において速やかに訂正するものとする。
- (2) 本仕様書及び業務実施中に疑義又は詳細について不明な点が生じた場合は、双方協議して決定するものとする。
- (3) 受託者はこの受託業務の処理によって知り得た情報を厳重に管理し、一切外部に漏らさないこと。
- (4) 業務地区の私有地等へ立ち入る場合は、監督員及び地元関係者に事前に連絡を取る等、地元住民とのトラブルのないよう十分留意すること。
- (5) 障害物の伐除
本業務のために伐除した障害物にかかる補償は、原則として発注者において処理するものとする。
ただし、監督員の指示を受けないで伐除したもの、又は不注意に伐除したものの補償は、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 安全管理
山林、道路等の測量中は、安全管理に十分注意し関係法令を遵守すること。

(別 表)

地 籍 測 量 成 果 品 (数 値 法)

工 程	成 果 品 名
(FⅡ-2 工程) 地籍図原図の作成	① 地籍図仮作図 ② 地籍図原図 ③ 筆界点番号図 ④ 地籍図一覧図 ⑤ 地籍図明細図 (必要な場合)
(G 工程) 地積測定	① 地積測定観測計算諸簿 ② 地積測定成果簿 ③ 筆界点座標値等の電磁的記録 ④ 精度管理表
(H 工程) 地籍図・地籍簿作成	① 地籍図複図 ② 地籍簿 ③ 電子化データ (地籍フォーマット2000対応)
その他	① 工程表 ② その他作業工程上必要な書類 ③ その他監督員が指示するもの